

平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

平成20年7月15日
国立大学法人広島大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成19年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成19年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、平成20年度からの温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の本格的な実施に向け、関係部局に周知を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

該当なし。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約法及び基本方針に基づき、環境配慮契約を推進するよう周知を図った。
- 環境省主催の環境配慮契約法に関する説明会に参加した。